

京都市告示第 /22号

京都市水路等管理条例第3条第1号の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年7月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	竹鼻水0027号	山科区竹鼻扇町35番地の2 同上	

(建設局道路部道路明示課)